

写

令和8年(2026年)2月3日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市国民健康保険運営協議会
会長 森田 敏 恵



国民健康保険税の見直しについて(答申)

令和7年(2025年)6月26日付け越国年第421号で市長から諮問のあった「国民健康保険税の見直しについて」、別添のとおり答申します。

答 申

国民健康保険制度は、疾病や負傷の際に安心して医療を受けられるよう、国民皆保険制度を支える最後の砦として、地域医療の確保や被保険者の健康の保持増進に大きく貢献しています。しかしながら、医療技術の高度化や被保険者の高齢化の進展などによって一人当たりの医療費が年々増加する一方で、高齢者や低所得者の割合が高いという構造的な問題を抱えています。

平成30年度からは都道府県が保険者に加わり、財政運営の主体として中心的な役割を担う広域化が始まるとともに、国は国民健康保険財政の基盤強化のため毎年度3,400億円の公費を投入しているものの、本市の国民健康保険は依然として赤字が続いており、その補填のために一般会計から法定外繰入を行うことで収支の均衡を維持している状況にあります。

広域化と同時に都道府県は運営方針を定め、市町村はその方針に基づいて国民健康保険を運営することとなりましたが、令和5年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」（以下「埼玉県運営方針」という。）において、国民健康保険の安定した運営のため、令和9年度に県内の保険税水準の準統一を目指し、その前年度の令和8年度までに市町村は赤字を解消することが目標とされました。

本市では、埼玉県運営方針に示された令和8年度までの赤字解消と保険税率の引上げによる被保険者の急激な負担増加を緩和するため、令和元年度、令和4年度、令和6年度に税率改定を行い段階的な赤字削減を進めてきましたが、一人当たり医療費の増大や被用者保険の適用拡大などの影響を受け、赤字が増えてしまうという事態に陥っています。

このような背景を踏まえ、当協議会は、この度の「国民健康保険税の見直しについて」の諮問に対し、本市の国民健康保険の財政状況や埼玉県運営方針に基づく赤字解消の実現、被保険者の保険税負担等を勘案のうえ、慎重に協議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

1. 赤字解消に向けた継続的な取組について

埼玉県運営方針は、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定された基本方針であり、その方針において令和8年度までの赤字解消が目標とされています。また、今後は高齢化の更なる進展や被用者保険の適用拡大などにより、主に負担を担ってきた現役世代が減少し、保険者規模が縮小していくことが見込まれるため、国保財政の持続可能で安定的な運営のためには、埼玉県運営方針に則り令和9年度の保険税水準の準統一を目指すべきであり、その前提として令和8年度において本市が抱える赤字を解消する必要があるものと考えます。

しかし、赤字解消に向けては、保険税の見直し以外の次の歳出削減及び歳入確保策に積極的かつ効果的に取組むよう提言します。また、本市の取組について、広く発信し、被保険者の理解が得られるよう努めてください。

(1) 保健事業の推進

特定健康診査や診療報酬明細書等の情報を活用し、被保険者の生活習慣、健康状態、医療機関への受診状況等を分析し、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進を図ること。

(2) 医療費縮減対策の推進

レセプト点検や不当利得返還請求事務等の充実強化により、医療費の適正化を図ること。

(3) 収納率向上対策の推進

口座振替の原則化の取組を強化し、口座振替率の向上を図り、期限内納付と滞納発生抑制に努めること。滞納事案については現年課税分の徴収対策を重点的に行うことにより長期滞納を防止するとともに、滞納額及び納付資力に応じた適切な納付計画の実施により自主納付の促進を図ること。

2. 令和8年度の保険税の見直しについて

国民健康保険は、市の一般会計から独立した特別会計で運営しており、医療に係る費用は「保険税」や「国・県からの交付金等」（以下「公費」という。）

で賄うのが原則です。しかし、本市において、医療に係る費用をこうした財源で賄っていないことが、赤字が発生している要因であります。

保険者として、1に掲げる取組を進めていくことはもちろんのことではありますが、現状では赤字解消にまで至ることは非常に困難です。

公費が限られている中において、赤字を解消するためには、本市の保険税率と埼玉県が示す本市の市町村標準保険税率（以下「市町村標準保険税率」という。）との大きな乖離をなくし、税収を確保することにより収支均衡を図ることが必要です。

したがって、苦渋の措置ではありますが、令和8年度の保険税については、市町村標準保険税率どおりに見直すことはやむを得ないと考えます。

しかしながら、令和8年度の市町村標準保険税率への見直しは、令和7年度と比較し大幅な上昇となり、被保険者の負担増加が大変懸念されているところでありますので、以下の項目について留意することを提言いたします。

- (1) 改定の背景や必要性、それによる影響等について、被保険者から理解が得られるよう、事前に丁寧な周知を行うとともに、賦課決定後の問い合わせに対しても丁寧な説明に努めること。
- (2) 被保険者に対して、自身の健康の保持増進が大切であり、健康維持に努めることで医療費の負担軽減に繋がり、ひいては保険税引上げの抑制効果が見込めることを積極的かつ継続的に周知啓発していくこと。
- (3) 本市の収納率は県内下位にあり、県内の同規模以上の団体と比較しても低いこと、また、埼玉県運営方針において本市の規模に求められる収納率93.72%に届いていないこと、そして何より公平性の観点からも高い収納率を確保する必要があることから、担税力の低い世帯に十分に配慮した上で、収納率向上に努めること。
- (4) 脆弱な国民健康保険の財政基盤の強化と被保険者の保険税負担の軽減を図り、国民皆保険の最後の砦たる国民健康保険を将来にわたって持続可能なものとするため、国庫負担割合の引上げのほか、低所得者に対する負担軽減策の強化など、引き続き国に対して公費拡充の要望を実施していくこと。